

協働



「ふれあい月間」といじめ防止の取組

校長 西村 元一

「いじめ」についての法令上の定義は、次のようになっています。「児童等に対して、(中略)一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」(「いじめ防止対策推進法第2条」)

以前のいじめの定義にあった、「自分より弱い者に対して」「一方的に」「攻撃」を意図して、「継続的に」「深刻な苦痛」を与える行為、などの言葉が削除されていき、より軽微なものまでをいじめと認知するように変化してきました。

さて、6月は、「ふれあい月間」でした。その目的は、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動、不登校等の早期発見・早期対応、それらの未然防止等につながる具体的な取組を実施したり、現状を把握したりすることです。

本校のいじめ等に関する取組を紹介します。毎日の朝の職員打ち合わせ前に、管理職と各学年主任による経営会議を行い、早期の情報共有と対応を心掛けています。月1回「学校いじめ対策委員会」を実施し、「いじめ」やそれへの発展が危惧される案件に対して、取組内容を検討したり進捗状況を共有する場として、組織的対応がとれるようにしています。また、6・11・2月の「ふれあい月間」を活用して、生徒のいじめ防止意識を高める指導や実際にいじめの被害者がいないかについてのアンケート調査を行い、定義に従って認知し、即時対応を心掛けています。また、いじめ防止等の対応力向上を目指した教員研修を年3回行うとともに、先日実施したセーフティー教室や各学期最低1回のいじめを題材とした道徳授業の実施、夏休み前のSOSの出し方指導などを行っています。

いじめに特化した取組とは別に、「学校だより第1号」でお示しした教育構想にある「主体性の基盤となる自己管理能力」の育成では、他者からの刺激に対して適切に対処し、怒りや不安を生まないようなメンタルマネジメントのスキルの育成も目指します。「協働を支える人間関係形成能力・豊かな心」の育成では、他者の気持ちに配慮しながら自分の考えを上手に伝える(アサーティブコミュニケーション)スキルの育成も目指します。

夏休み明けは、子供の自殺数がピークになる時期です。御家庭でも、お子様の様子を注意深く見ていただき、気になる変化にお気づきの場合は、御連絡をお願いします。